

# 貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	古湯郵便局	輸送施設の使用停止(103日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県佐賀市富士町古湯2748-1					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	脊振郵便局	輸送施設の使用停止(94日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県神埼市脊振村広滝561-2					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	早津江郵便局	輸送施設の使用停止(92日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県佐賀市川副町早津江216-7					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	三瀬郵便局	輸送施設の使用停止(82日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2634-1					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	基山郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県三養基郡基山町宮浦250-1					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	佐賀北郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県佐賀市高木瀬西3丁目2-5					

## 貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	彼杵郵便局	輸送施設の使用停止(134日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷491-1					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	俵ヶ浦郵便局	輸送施設の使用停止(130日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市俵ヶ浦町554-1					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	紐差郵便局	輸送施設の使用停止(129日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県平戸市紐差町1021-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(當) 違反点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	尾崎郵便局	輸送施設の使用停止 (128日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市美津島町尾崎424-5					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	森山郵便局	輸送施設の使用停止 (125日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県諫早市森山町下井牟田1017-3					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	福島郵便局	輸送施設の使用停止 (124日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県松浦市福島町塩浜免2944-142					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	対馬佐賀郵便局	輸送施設の使用停止(117日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市峰町佐賀459-7					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	鹿見郵便局	輸送施設の使用停止(112日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市上県町鹿見16					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	南串山郵便局	輸送施設の使用停止(112日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県雲仙市南串山町丙9904-5					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	小佐々郵便局	輸送施設の使用停止(106日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市小佐々町田原69-23					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	宇久平郵便局	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市宇久町平3033-2					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	峯郵便局	輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市峰町三根450-24					

## 貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	豆駿郵便局	輸送施設の使用停止(86日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市厳原町豆駿字西神田2511-3					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	小茂田郵便局	輸送施設の使用停止(83日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市厳原町小茂田713-119					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	琴郵便局	輸送施設の使用停止(81日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市上対馬町琴802-4					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	芦辺郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦瀧ノ上555-7					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	勝本郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県壱岐市勝本町勝本浦345					
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	鵜知郵便局	輸送施設の使用停止(23日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県対馬市美津島町鵜知甲551					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(當) 違反点数
令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	福岡南郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月10日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県福岡市南区向野1-20-1					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	鹿浦郵便局	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡伊仙町大字阿権1755-5					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	赤木名郵便局	輸送施設の使用停止(101日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県奄美市笠利町里37-4					

## 貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(當) 違反点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	薩摩郵便局	輸送施設の使用停止 (101日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩郡さつま町求名3693-4					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	西桜島郵便局	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿児島市桜島武町431-1					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	百引郵便局	輸送施設の使用停止 (99日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3909-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	入来郵便局	輸送施設の使用停止(99日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5864番地12					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	赤尾木郵便局	輸送施設の使用停止(92日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木241-2					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	古仁屋郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋松江8					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	喜界郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡喜界町湾21-3					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	大勝郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡龍郷町大勝1148-2					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	平土野郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡天城町平土野2710-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	和泊郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡和泊町和泊548-1					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	笠利郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県奄美市笠利町笠利22					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	花徳郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡徳之島町花徳2935-6					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	面縄郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡伊仙町面縄2307-3					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	川内郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市西向田町2-5					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	種子島郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年5月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県西之表市西町61-1					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	久慈郵便局	輸送施設の使用停止 (26日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡瀬戸内町久慈543-1					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	竜郷郵便局	輸送施設の使用停止 (25日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡龍郷町龍郷1730-2					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	阿室郵便局	輸送施設の使用停止 (21日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡宇検村阿室2713-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	直川郵便局	輸送施設の使用停止 (115日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県佐伯市直川赤木97-1					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	長峰郵便局	輸送施設の使用停止 (113日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県宇佐市大根川345-1					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	北馬城郵便局	輸送施設の使用停止 (112日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県宇佐市橋津305-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	戸次郵便局	輸送施設の使用停止(108日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県大分市中戸次4567-5					
令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	別府郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県別府市餅ヶ浜町4-23					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	三加和郵便局	輸送施設の使用停止(110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県玉名郡和水町和仁562-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	河浦郵便局	輸送施設の使用停止(110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市河浦町河浦4833-2					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	錦郵便局	輸送施設の使用停止(109日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月31日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県球磨郡錦町大字一武字清尾1587-1					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	新和郵便局	輸送施設の使用停止(106日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市新和町大多尾2839-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	免田郵便局	輸送施設の使用停止(104日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県球磨郡あさぎり町免田東1699-13					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東陽郵便局	輸送施設の使用停止(101日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県八代市東陽町南1041-2					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	長洲郵便局	輸送施設の使用停止(99日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県玉名郡長洲町大字長洲1357-3					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	湯浦郵便局	輸送施設の使用停止(97日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県葦北郡芦北町湯浦276-1					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	一勝地郵便局	輸送施設の使用停止(96日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月31日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県球磨郡球磨村大字一勝地字宮園379-5					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	南関郵便局	輸送施設の使用停止(96日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県玉名郡南関町関町1438					

## 貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	上津浦郵便局	輸送施設の使用停止 (95日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市有明町上津浦1305-5					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	玉東郵便局	輸送施設の使用停止 (91日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県玉名郡玉東町木葉664-1					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	産山郵便局	輸送施設の使用停止 (89日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿497-1-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	日奈久郵便局	輸送施設の使用停止 (86日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県八代市日奈久中西町478					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	小島郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県熊本市西区小島下町字下中須223-1					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	坊中郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇市黒川1528-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	小国郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1549-4					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	黒木郵便局	輸送施設の使用停止(144日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県八女市黒木町本分1157-8					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	城島郵便局	輸送施設の使用停止(105日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県久留米市城島町城島228-5					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	夜須郵便局	輸送施設の使用停止(86日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県朝倉郡筑前町東小田3305					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	飯塚郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県飯塚市本町4-1					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	柳川郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県柳川市坂本町28-10					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	筑後郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月27日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県筑後市山ノ井779					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	香春郵便局	輸送施設の使用停止(56日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県田川郡香春町大字高野999-3					
令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	赤池郵便局	輸送施設の使用停止(35日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県田川郡福智町赤池521-60					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	多良郵便局	輸送施設の使用停止(146日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県藤津郡太良町多良1400					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	嬉野郵便局	輸送施設の使用停止(145日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県嬉野市嬉野町下宿字乙2202-13					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	大川野郵便局	輸送施設の使用停止(111日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県伊万里市大川町大川野3347-6					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	有明郵便局	輸送施設の使用停止(110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県杵島郡白石町坂田250-3					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	多久郵便局	輸送施設の使用停止(109日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県多久市北多久町小侍7-35					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	山口郵便局	輸送施設の使用停止(105日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県杵島郡江北町山口1650-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	鹿島郵便局	輸送施設の使用停止(83日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県鹿島市高津原4282-1					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	武雄郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県武雄市武雄町武雄5599					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	白石郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県杵島郡白石町福田2261-5					

## 貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	伊万里郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県伊万里市伊万里町甲827-2					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	楠久郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県伊万里市山代町楠久津177-47					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	黒川郵便局	輸送施設の使用停止(32日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県伊万里市黒川町小黒川400-9					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	国見郵便局	輸送施設の使用停止(109日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県国東市国見町伊美2441-3					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	野津原郵便局	輸送施設の使用停止(105日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県大分市野津原919-1					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	大鶴郵便局	輸送施設の使用停止(95日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県日田市大肥1194-1					

## 貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	朝来郵便局	輸送施設の使用停止 (91日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県国東市安岐町朝来2904-1					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	乙女郵便局	輸送施設の使用停止 (90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県宇佐市森山1802-1					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	西有田郵便局	輸送施設の使用停止 (88日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県日田市有田1553					

# 貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	由布院郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県由布市湯布院町川上3704-1					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	国東郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県国東市国東町鶴川726-1					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	豊津郵便局	輸送施設の使用停止(108日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県京都郡豊津町大字豊津291					

## 貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	築城郵便局	輸送施設の使用停止 (104日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県築上郡築城町大字下別府1654-7					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	犀川郵便局	輸送施設の使用停止 (93日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県京都郡みやこ町犀川本庄448-2					
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	大木郵便局	輸送施設の使用停止 (85日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県三潴郡大木町八町牟田233-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年11月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	椎田郵便局	輸送施設の使用停止 (31日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県築上郡築上町高塚101-2					